

第9回軽米町議会定例会

令和 6年 6月 3日 (月)

午前10時00分 開 会

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1号 専決処分事項の報告について
- 日程第 4 報告第 2号 専決処分事項の報告について
- 日程第 5 報告第 3号 専決処分事項の報告について
- 日程第 6 議案第 1号 軽米町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第 7 議案第 2号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 3号 令和6年度軽米町一般会計補正予算(第1号)

○出席議員（12名）

1番	田中祐典君	2番	甲斐鉦康君
3番	上山誠君	4番	西舘徳松君
5番	江刺家静子君	6番	中村正志君
7番	田村せつ君	8番	茶屋隆君
9番	大村税君	10番	細谷地多門君
11番	本田秀一君	12番	松浦満雄君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町	長	山本賢一君
副町	長	江刺家雅弘君
総務課	長	日山一則君
政策推進課	長	野中孝博君
政策推進課	主幹	鶴飼義信君
会計管理者兼税務会計課	長	寺地隆之君
町民生活課	長	鶴飼靖紀君
健康福祉課	長	竹澤泰司君
健康福祉課	主幹	日向安子君
産業振興課	長	小笠原隆人君
産業振興課	主幹	輪達隆志君
地域整備課	長	神久保恵蔵君
水道事業所	長	神久保恵蔵君
教育委員会	教育長	小林昌治君
教育委員会事務局	教育次長	古舘寿徳君
教育委員会事務局	主幹	輪達ひろか君
選挙管理委員会	事務局長	日山一則君
農業委員会	会長	山田一夫君
農業委員会事務局	長	小笠原隆人君
監査委員	員	西山隆介君
監査委員事務局	長	関向孝行君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局	長	関向孝行君
-------	---	-------

議 会 事 務 局 主 任
議 会 事 務 局 主 事

竹 林 亜 里 君
山 下 海 斗 君

◎開会及び開議の宣告

- 議長（松浦満雄君） ただいまから第9回軽米町議会定例会を開会します。
ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時02分）

◎諸般の報告

- 議長（松浦満雄君） 本日の議事日程は、あらかじめ配布したとおりであります。
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。
本日付で町長から報告3件、議案3件及び各課の事務報告書の提出がありました。
同じく町長から地方自治法施行令第146条第2項に基づく令和5年度軽米町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の提出による報告がありました。
また、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく町が出資している法人、株式会社軽米町産業開発の経営状況及び一般財団法人軽米教育施設運営会の経営状況についての説明資料の提出がありました。
次に、本定例会に提出された一般質問通告は、上山誠君、田村せつ君、田中祐典君、中村正志君、茶屋隆君、江刺家静子君の6名であります。いずれも配布してございますので、朗読は省略いたします。
監査委員から、令和6年2月分から4月分までに關する現金出納検査結果の報告があり、その写しを配布してございます。
また、閉会中の議会の出来事につきましては、議会事務局日誌として写しを配布してございますので、ご了承願います。
本定例会の会期については、5月27日午前10時から議会運営委員会が開かれ、その結果、会期は本日より6月10日までの8日間とし、議案3件については特別委員会を設置し、これに付託して審査することで協議が調った旨、議会運営委員長から報告がありました。
次に、本日までに受理した請願1件は、配布した請願書の写しのおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。
また、管外から郵送により、陳情書2件の提出がありましたので、資料として配布してございます。
本定例会の日程及び議案の付託区分表は、配布してございますので、朗読は省略いたします。
これで諸般の報告を終わります。
-

◎政務報告

○議長（松浦満雄君） 町長から政務報告の申出がありました。これを許します。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 本日ここに、令和6年6月町議会定例会が開催されるに当たり、主な政務についてご報告を申し上げます。

初めに、職員の事務処理の誤りによる固定資産税等の口座振替が遅れた事案について申し上げます。今般の事案は、固定資産税第1期及び町営住宅使用料4月分について、4月30日に引き落としされるべきところ、税務会計課からの金融機関への口座振替データの送信が遅れたことが原因で発生したものでございます。

口座振替をご利用の皆様には大変ご迷惑をおかけし、深くおわびを申し上げます。対象者の皆様には、4月30日におわびの文書と、再振替を5月1日と2日に行うご案内を送付いたしました。

今後につきましては、業務全体の進捗状況のチェックを徹底するとともに、複数人での確認作業の徹底を図り、再発防止に取り組んでまいります。

今般の事務処理誤りに対しまして、昨年度と同様の事案が繰り返されたこと等も踏まえまして、町長及び副町長としての管理監督責任を負うべきと考え、給料を減額することといたしました。本定例会におきまして、関係する議案について提案しておりますので、よろしくお願いをいたします。

かるまい文化交流センターについて申し上げます。昨年12月1日の開館から半年が経過し、4月末までの来館者は1万7,094人となり、順調に運営されているところであります。

本年度は、オープニングイヤーとして様々な集客イベントを予定しておりますが、主なものとして6月15日のNHKラジオ公開番組収録、7月の自衛隊音楽隊の演奏会、8月は町文化団体と歌手の共演によるコンサート、9月は演劇公演、10月には岩手県ゆかりの歌手のコンサート、12月には町民劇が行われるほか、子供や一般向けの映画上映会を年4回ほど予定しているところであります。これに加えて、かるまい文化交流センターを活用した定期的なイベントの開催に向けて、各課横断のプロジェクトチームを編成し、全庁体制で検討を進めているところであります。

その先駆けとして、5月4日には軽米町の町並みを忠実に再現した無料オンラインゲーム「かるまい漫画ワールド」の公開記念イベントを行い、雪谷川ダムフォリストパーク・軽米のイベントとの相乗効果もあり、人気漫画の聖地巡礼などで町を訪れた方など、約220名の参加をいただいたところであります。このほかにも、町民や民間の方々にもかるまい文化交流センターを活用したイベントや各種教室等を企画いただいております。さらに利用拡大されることを期待するところであります。

町としては、町内外から来館いただけるよう、イベントの実施時期や内容等を的確に周知してまいります。

新型コロナウイルスワクチン接種について申し上げます。令和6年度から新型コロナウイルスワクチンの接種は、季節性インフルエンザワクチン接種と同じ定期接種に位置づけられ、個人の重症化予防により重症者を減らすことを目的に、65歳以上の高齢者等の方が接種の対象となりました。国では、定期接種対象者の自己負担額が7,000円程度となるよう助成を行う方針を示しており、町ではさらに自己負担額の半額の助成を行いたいと考えております。

また、定期接種対象外の小児、妊婦につきましても、インフルエンザワクチン接種と同様に接種費用の助成を行うこととし、本定例会におきまして関係する経費について予算を計上しておりますので、よろしく願いをいたします。

給付金事業について申し上げます。国の物価高騰対応重点支援交付金を活用した低所得世帯等を対象とした給付金事業につきましては、これまで令和5年度住民税均等割のみ課税世帯及び子育て世帯を対象に、328世帯への給付を行ったところであります。

今後につきましては、新たに令和6年度に非課税世帯等となる世帯に対する10万円の給付とともに、定額減税し切れない方への補足給付を予定しております。本定例会におきまして、関係する経費について予算を計上しておりますので、よろしく願いをいたします。

地域おこし協力隊について申し上げます。地域おこし協力隊については、令和2年度に1名、令和3年度に1名が着任し、特産品開発、移住定住に向けた取組を進めておりますが、本年度新たに2名が着任し、1名は伝統の味噌・醤油づくり継承プロジェクトに4月から従事し、もう1名は5月から町の魅力発信強化プロジェクトに従事し、合わせて4名が活動しております。今後も募集を進め、さらなる地域おこし協力隊の着任に向けて進めてまいります。

再生可能エネルギー推進等の取組について申し上げます。山内地区で風力発電の開発が進められている折爪岳風力発電事業が工事開始の運びとなり、4月に工事安全祈願祭が行われ、令和7年度の運転開始を目指し工事着手しております。

組織機構について申し上げます。業務の効率化、新事業への対応や職員間の連携を進め、住民サービスの向上強化を目的に、本年4月に機構改革を行い、政策推進課の設置や鳥獣被害対策などの事務の一元化、係長制の導入などを図ったところであります。

町が重点的に取り組むべき事業については、各課横断のプロジェクト事業に位置づけ、課題の解決に向け横断的な取組を進めることとしております。4月には、各課係長を中心とした「宇漢米館活用プロジェクト」を立ち上げ、オープニングイヤ

ーイベントの実施について検討を進めております。

今後も若者の移住定住、少子高齢化、人口減少対策などの諸課題への対応を進めてまいります。

交通安全対策事業について申し上げます。令和5年度中における町の交通事故の発生状況は、人身事故が3件、うち負傷者が3人、死亡事故はございませんでしたが、物損事故については前年度を上回る55件発生しており、本年度も引き続き交通安全対策協議会を中心に関係機関と連携を図りながら、歩行者、運転者に対する交通事故防止の啓発活動を推進してまいります。また、新学期を迎え、子供の交通事故防止を図るため、町内各保育施設、小中学校において交通安全教室を実施したところでございます。

児童福祉事業について申し上げます。町内保育施設では、6月1日現在で花のまち軽米こども園93人、小軽米保育園29人、晴山保育園28人の園児が登園し、順調に運営されております。

小学校の児童を対象とした「放課後児童クラブ」につきましては、本年3月から旧軽米幼稚園へ移転し、約50人の児童が利用しております。また、小軽米小学校と晴山小学校の児童につきましては、タクシーによる送迎を引き続き行い、2校で12人の児童が利用しており、今後も児童の放課後の安全と健全育成に努めてまいります。

子育て家庭への支援や育児不安についての相談などを行う「ピヨピヨ広場」につきましては、昨年12月からかるまい文化交流センターへ移設し、開設日、開設時間を拡充しており、今後も各種イベント等を積極的に行うなど、利用者を支援してまいります。

高齢者等福祉事業について申し上げます。町の高齢化率は毎年上昇し、4月1日現在で44.2%となっておりますが、子供から高齢者まで、全ての方がいつまでも生き生きと幸せに暮らせる安心な地域の実現を目指し、住民が共に支え合う地域包括ケアシステムの構築を進めております。

生活支援体制整備事業につきましては、地域での支え合いの拠点となる通いの場活動を推進するため、「住民主体の通いの場活動補助金」を新設し、高齢者に限らず、幅広い世代間での交流の促進と健康寿命の延伸及び地域での支え合い活動の創出を図るため、支援してまいります。

栄養改善が必要な独り暮らし高齢者等及び心身の障がい、疾病等による食事の支度、調理等が困難な方を対象とし、食生活の改善と安否の確認を行うことを目的として実施している「食」の自立支援事業につきましては、昨年引き続き4事業所に委託し、事業を進めております。

保健事業について申し上げます。5月の女性のがん検診をはじめ、生活習慣病に

関する各種健診を実施し、その後の保健指導、精密検査の必要な方への受診勧奨を行い、早期受診を推進するとともに、7月から12月まで実施している個別健診について、本年度は健診項目を増やし、受診者の利便性の向上と受診者数の増加を図ってまいります。

生活習慣病は、子供の頃からの生活習慣が原因となる考えの下、関係機関との連携を図りながら、食育活動を強化してまいります。

母子保健事業では、国の産前産後の相談体制と経済的支援の強化策である10万円給付に加え、町単独の取組として、本年度生まれた乳児を対象とした育児費用の一部助成を実施いたします。

高齢者の保育事業と介護予防の一体的な取組につきましては、健診受診及び医療機関受診歴のない方々を対象に家庭訪問を実施し、健康状態の把握と健診受診の勧め、必要な方へは介護予防サービスの紹介等を行いながら、高齢者の健康維持向上に取り組んでおります。

自殺対策につきましては、周囲の気づきを目指したゲートキーパーの養成を行い、専門医による相談の機会を有効に活用いただけるよう努めてまいります。

農林振興について申し上げます。農作物全般の生育状況につきましては、好天に恵まれ、全般的におおむね順調に推移しております。町内の田植も順調に作業が進んでおり、主食用米につきましては現在集計中ではありますが、作付面積はほぼ昨年同様と見込まれ、飼料用米の作付面積につきましても昨年同様の170ヘクタール程度と見込んでおります。

野菜や花卉につきましても、おおむね順調に生育しており、今後とも関係団体と連携した技術指導等により、生産振興を支援してまいります。

畜産振興について申し上げます。子牛市場の状況につきましては、配合飼料価格の高騰による肥育農家の買い控えなどの影響により、4月の平均価格は約53万5,000円と、昨年と同程度の価格で取引されており、国、県等の対策の動向を注視しながら、支援について検討してまいります。

経営の規模拡大や低コスト生産を目的とする町営牧野の運営につきましては、鶴飼牧野が5月1日、米田・八木沢・大平牧野を5月2日に開牧し、放牧頭数は黒毛和種83頭となっております。放牧期間中の放牧牛の随時受入れによる低コスト生産を推進してまいります。

また、国の補助事業である「優良繁殖雌牛更新加速化事業」の実施に向けて、事業参加農家の取りまとめなど、準備を進めているところでございます。

日本型直接支払制度について申し上げます。現在、多面的機能支払交付金事業15組織、中山間地域等直接支払交付金事業26集落協定、環境保全型農業直接支払交付金事業2団体が農地の保全活動等に取り組んでおります。今後も事業の周知や

組織設立に当たっての体制づくり等を支援し、地域の共同活動及び農業生産活動の推進、自然環境の保全を行ってまいります。

農業の担い手の確保、育成対策について申し上げます。新規就農支援につきましては、現在3人に対し軽米町親元就農給付金事業により継続支援を行っており、今後も補助事業を活用し、新規就農者の発掘、経営開始に向けた取組を支援してまいります。さらに、農地中間管理事業を活用した農地の借入れや貸付けに関するマッチングを推進しながら、担い手の規模拡大を支援するとともに、県をはじめ関係機関と連携し、農作業の省力化、効率化が期待できるスマート農業技術の普及を進め、町の農業振興の中核となる担い手の確保、育成を図ってまいります。

林業振興について申し上げます。5月4日に雪谷川ダムフォリストパーク・軽米において林業振興まつりを開催し、岩手木炭の販売、木工体験やシイタケの植菌体験のイベントを実施し、林業、林産業を広くPRし、併せて緑化意識の高揚を図っております。

森林経営管理制度について申し上げます。森林経営管理制度は、森林所有者自ら経営管理が実施できない森林について、森林所有者に経営に関する意向調査を行い、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促すものであり、本年度も対象地区を選定し、森林所有者に林業経営についての意向調査と森林の状況調査を実施してまいります。

観光事業について申し上げます。4月27日から5月12日までの16日間を「チューリップフェスティバル」と位置づけ、コロナ禍前と同様に、「チューリップ園の開園」「ステージイベント」及び「露店の出店」など、通常どおりのイベントを実施したところでございます。2月末の大雪の影響が心配されたチューリップ園でしたが、開花は例年どおりの状況で推移し、ステージイベントが行われた5月3日には、たくさんのお客様を満開の状態でお迎えすることができました。イベント期間中の来園者数は2万2,290人、うちチューリップ園の入場者数は1万7,642人で、共に昨年度を上回る状況となりました。

今後も森と水とチューリップフェスティバルが子供からお年寄りまで楽しめる魅力あるイベントになるよう、取り組んでまいります。

町道整備事業について申し上げます。町道の整備につきましては、継続事業の参勤街道線、蛇口蜂ヶ塚線、みそころばし竹谷袋線の発注に向け準備を進めております。

また、筋内線については、用地取得に向けた業務発注の準備を、板橋米田岡堀線、靄岳開拓線については、補償契約に向けた準備を進めており、本年度新規路線として整備を行う山田1号線につきましては、予備設計業務の発注に向け準備を進めております。

道路、橋梁、河川の維持修繕については、既に発注した箇所もあり、今後も安全安心な道路環境を維持するため、順次維持修繕を進めてまいります。

また、老朽化対策につきましては、長寿命化計画に基づく道路メンテナンス事業により、橋梁の定期点検業務と補修のための設計及び補修工事の早期発注に向け準備を進めております。今後においても町道の適正な維持管理に努め、重要インフラ等の機能維持を図ってまいります。

住環境整備について申し上げます。継続して実施しております住宅リフォーム奨励事業につきましては、10件の申請をいただいております、引き続き町民の居住環境の向上と商工業等の活性化を図ってまいります。

公共下水道事業について申し上げます。公共下水道事業は、施設の維持管理に努めるとともに、処理区内の下水道への接続と併せ、処理区以外の合併浄化槽の普及促進に努め、自然環境の保全と生活環境の改善を図ってまいります。

なお、本年度より下水道事業は、地方公営企業法適用による会計制度に移行し、事業を実施しております。

水道事業について申し上げます。老朽管更新事業につきましては、山口地区の配水管布設替工事の発注に向け準備を進めております。

なお、未給水区域の飲用水確保対策事業については、広報等を活用し周知を図っている状況でございます。

今後とも安全な水の安定供給を図りながら、効率的な事業運営に努めてまいります。

学校教育関係について申し上げます。4月には、町内の小中学校では、始業式、入学式が行われ、充実した学校生活が始まっております。5月には、各学校とも運動会、体育祭が行われ、友情や団結力による白熱した競技が展開されたところでもあります。

また、「GIGAスクール構想」に基づく1人1台の学習端末の配置によるICT教育の推進については、各学校において教材として活用し、授業に生かす取組を進めております。

長期欠席、不登校児童・生徒への通常登校に向けたファーストステップとして、4月末に教育支援センターを旧軽米幼稚園に開設いたしました。教育支援員による状況に応じた適切な教育相談や学習指導を含む適応指導を行うことにより、自立を促すとともに、学校生活への復帰を支援してまいります。

今後におきましても、学力向上への取組や児童生徒の安全安心な学校生活ができるように学校運営を支援してまいります。

次に、生涯学習関係について申し上げます。図書館の移転等に伴い、1年間運行を休止しておりました移動図書館車やまなみ号ではありますが、巡回運行の準備が整

い、5月8日より運行を再開いたしました。小軽米、晴山小学校をはじめ、町内約20か所を巡回し、図書館サービスを行ってまいります。

また、町民の生涯学習に関わる情報や町のイベント、各種団体の年間行事等を盛り込んだ生涯学習カレンダーの発行や全小学校での放課後子ども教室などの事業を進めております。

52回を迎える寿大学については、5月16日に開講いたしました。高齢者が生きがいを感じ、健やかで豊かな生活を送るために、創意工夫により開催してまいります。

本定例会には、専決処分の承認を求める議案1件、条例の一部改正に関する議案1件、一般会計補正予算に関する議案1件の合わせて3件の議案を提案させていただきます。議員の皆様方におかれましては、ご審議の上、全議案とも原案どおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（松浦満雄君） これで政務報告は終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松浦満雄君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において7番、田村せつ君、8番、茶屋隆君の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（松浦満雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日より6月10日までの8日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日より6月10日までの8日間に決定しました。

◎報告第1号から報告第3号までの一括上程、説明

○議長（松浦満雄君） 日程第3、報告第1号 専決処分事項の報告についてから日程第5、報告第3号 専決処分事項の報告についてまでの3件を一括して議題といたします。

提出の説明を求めます。

総務課長、日山一則君。

〔総務課長 日山一則君登壇〕

○総務課長（日山一則君） 報告第1号から第3号の専決処分事項の報告についてご説明申し上げます。

専決処分事項の報告につきましては、議会の議決により町長が専決処分することができる事項として指定されているものについて専決処分したもので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第1号から第3号の3件は、いずれも物損事故に係る損害賠償の決定及び和解することについて専決処分したものでございます。

報告第1号の専決処分を御覧ください。和解及び損害賠償の相手方は、専決処分書に記載のとおりでございます。

和解の内容は、損害賠償の額を73万213円とし、当事者は今後本件に関しては異議を申し立てないこととし、令和6年4月18日に和解したものです。

損害賠償の原因は、令和6年2月27日午後4時頃、相手方の従業員が運転する車両が八戸自動車道下り線を走行中に、八戸自動車道に架かる町管理の駒板新橋から氷雪の塊が落下し、車体に損害を与えたもので、過失割合については町が100%として損害賠償するものでございます。

次に、報告第2号の専決処分を御覧ください。和解及び損害賠償の相手方は、専決処分書に記載のとおりでございます。

和解の内容は、損害賠償の額を8,750円とし、当事者は今後本件に関しては異議を申し立てないこととし、令和6年4月24日に和解したものです。

損害賠償の原因につきましては、令和6年4月14日午後8時25分頃、相手方所有の車両が町道参勤街道線を走行中に、路面の穴ぼこにより車両左側前後のタイヤをパンクさせたもので、過失割合については町が70%、相手方が30%として損害賠償するものでございます。

次に、報告第3号の専決処分書を御覧ください。和解及び損害賠償の相手方は、専決処分書に記載のとおりでございます。

和解の内容は、損害賠償の額を3万6,444円とし、当事者は今後本件に関しては異議を申し立てないこととし、令和6年5月8日に和解したものでございます。

損害賠償の原因につきましては、令和6年4月10日午後7時頃、相手方所有の車両が町道参勤街道線を走行中に、路面の穴ぼこにより車両左前のタイヤをパンクさせたもので、過失割合については町が60%、相手方が40%として損害賠償するものでございます。

以上、道路管理者の安全管理不備等に起因し、発生いたしました物損事故の損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の内容についてご報告申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

本件は承認を求める事案ではありませんので、以上で報告第1号 専決処分事項の報告についてから報告第3号 専決処分事項の報告についてまでの3件を終了します。

◎議案第1号から議案第3号までの一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（松浦満雄君） 日程第6、議案第1号 軽米町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてから日程第8、議案第3号 令和6年度軽米町一般会計補正予算（第1号）までの3件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議案第1号 軽米町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて、税務会計課長、寺地隆之君。

〔税務会計課長 寺地隆之君登壇〕

○税務会計課長（寺地隆之君） 議案第1号の提案理由についてご説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和6年4月1日に施行されたことに伴いまして、同日から一部改正法を適用させる必要がありましたため、軽米町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年3月29日に専決処分をさせていただきました。つきましては、同条第3項の規定によりまして、本議会で報告させていただくとともに、ご承認をお願いするものでございます。

それでは、新旧対照表方式により作成しております軽米町税条例の一部を改正する条例により主な改正内容についてご説明申し上げます。

最初に、寄附金税額控除に係る主な改正内容についてご説明いたします。議案については、A4の横版としてございます改正条例の1ページを御覧いただきたいと思います。初めに、第35条の7をご説明いたします。公益信託の信託財産とするために支出した一定の寄附金について、公益法人等に対する寄附金と同様に税額控除の対象とするものであります。あわせて、条文のうち、控除対象となる行為の起債を寄附金に統一し、整備するものであります。従来の公益法人やNPO法人に加えて、民間公益活動を担う公益信託を新たに控除対象とすることにより、公益活動のために寄附する方の選択肢が増えることとなります。

続きまして、税の減免措置及び非課税措置についてご説明いたします。1ページの第52条関係でございますが、住民税の減免措置について要件に該当することが明らかであると認められる場合に、町長の職権による減免を可能とする規定を追加するものでございます。これに伴いまして、ページめくって、2ページを御覧いた

だきたいのですが、2ページ下段の第69条第2項においては固定資産税の減免、続きまして3ページでは、第125条の3関係において特別土地保有税の減免ということで、いずれも町民税と同様に、職権による減免も可能とする改正でございます。これまでは、事情を問わず減免申請書の提出が義務づけられておりましたところですが、本改正により、例えば災害発生時等において、申請書の提出が困難な場合、町長の職権により速やかな減免措置が図られるものでございます。

次に、ページをお戻りいただきまして、2ページ上段の第56条を御覧いただきたいと思っております。学校法人等における固定資産税の非課税措置に係る提出書類の規定でございます。私立学校法の改正による条ずれを改正するもので、こちらは引用条文の内容については変更はございません。

続きまして、国民健康保険税についてご説明申し上げます。今回の改正では、課税限度額の見直しと低所得者に係る軽減措置の拡充を行おうとするものです。資料3ページ中ほどの第127条を御覧ください。第127条は、国民健康保険税の課税限度額につきまして、負担の公平性の確保及び中間所得層の軽減を図る観点から、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を22万円から24万円に改正するものでございます。

これにあわせまして、第148条の国民健康保険税の減額につきましても、課税限度額の引上げに伴い、軽減判定所得のもととなる所得判定基準額を引き上げ、軽減対象となる範囲を拡大するものでございます。5割軽減の際は、世帯員1人につき29万円だったものを29万5,000円にかさ上げし、2割軽減の際は世帯員1人につき53万5,000円だったものを54万5,000円に変更するものでございます。

続きまして、町民税関係につきましてご説明申し上げます。4ページの中段からは、附則の改正でございます。4ページ、附則の旧第4条の2を御覧ください。公益法人等に係る町民税の課税の特例の規定でございますが、単にみなし課税としての課税標準の計算を定めるものでしたので、条例の性格を踏まえ当該規定を削除するものでございます。

ページ変わりました、5ページ、上段の附則第7条の5関係でございます。令和6年度分の個人住民税の特別税額控除、いわゆる定額減税に係る規定を新設するとともに、その算出方法等を示すものでございます。主な内容につきましては、前年の合計所得金額が1,805万円以下となる所得割の納税義務者につきまして、令和6年度分に限り、本人のほか控除対象配偶者及び扶養親族、それぞれ1人につき1万円を個人町民税所得割額から特別税額控除額として差し引くものでございます。

同じく5ページの附則第7条の6関係は、令和6年度分の個人町民税の納税通知書に関する特例となっており、各納期の納付額について記載してございます。附則

第7条の5の規定により算出された特別税額控除額につきましては、第1期分、一番最初の本来の税額から差し引き、第1期分の本来の税額を超過している場合は、第2期以降分から順に充てて差し引くこととするものでございます。

次に、7ページの附則第7条の7を御覧ください。令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人町民税に関する特例でございます。特別税額控除額を公的年金から差し引く場合の各納期の納付額について記載してございます。公的年金の場合、税額控除額は10月分の特別徴収税額から差し引きます。10月分の税額を超過した場合は、12月以降分の特別徴収税額から順に充てて差し引くものでございます。

続きまして、11ページの中ほど、附則第7条の8を御覧ください。令和7年度分の個人の町民税の特別税額控除でございます。控除対象配偶者以外の同一生計配偶者を有する納税義務者の方、先ほどの1,805万円等の上限を超過する方々で控除対象配偶者を取れなかった納税義務者の方につきましては、令和7年度分の町民税において1万円の定額減税が行われるものでございます。

なお、これまで申し述べました定額減税によります個人町民税の減収額につきましては、全額国費で補填されるものでございます。

同じく11ページの附則第8条でございますが、肉用牛の売却に係る住民税の課税の特例につきましては、特別税額控除額の算定に用いる所得割の額について、定額減税の適用後のものとなるよう、読替規定を追加するものであります。

次に、ページを少々飛びまして、18ページを御覧いただきたいと思えます。18ページ中ほどの附則第16条の3以降につきましては、町民税の特別税額控除の対象となる所得割の額について読替規定を対象に追加するものでございます。

資料20ページの附則の第18条の3の3まで、対象となる所得がそれぞれ順次記載されてございます。そちらの内容につきましては、説明を割愛させていただきます。

次に、固定資産税関係についてご説明申し上げます。今回の固定資産税に係る税制改正では、地方税法附則の見直しに準じた条例の整備と土地税制の措置を講ずるものでございます。

資料戻りまして、12ページを御覧いただきたいと思えます。12ページ中ほどの附則第10条の2関係につきましては、わがまち特例の割合について定めてございますが、地方税法附則第15条第25項を見直して規定が新設されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

第13項につきましては、特定バイオマス発電設備に関する特例でございますが、バイオマス発電設備のうち一般木質を電気に変換する償却資産、または農産物の収穫に伴って生じる残渣を電気に変換する償却資産に対して課する固定資産税につきまして、課税標準額を7分の6とする特例を新設するものでございます。

なお、同じページの旧第20項につきましては、企業主導型保育事業の運営費に係る特定事業所内の保育施設についての特例でございますが、今回の法改正により当該特例が終了となりましたことに伴い、わがまち特例からは規定を削除するものでございます。

次に、13ページを御覧ください。附則第10条の3でございます。新築住宅に対する固定資産税の減額の規定を受ける場合の申告について定めているものでございますが、長期優良住宅に係る減額の特例について、申告書の提出がない場合でも一定の要件に該当すると認められる場合には、減額特例を適用できることとする規定を新設するものでございます。

以下、14ページの第15項までは項ずれを改正するものでありますので、内容については変更はございません。

次に、14ページ下段を御覧いただきたいと思っております。附則第11条から、その後続きますが、17ページの附則第13条、こちらまでの関係につきましては、土地に係る固定資産税の特例措置として、宅地等及び農地の負担調整措置について、令和6年度から令和8年度までの間、据置きの年度においても価格の下落修正を行う、また並びに商業地等に係る条例減額制度及び税負担の急増に係る条例減額制度を含め、現行の軽減措置の仕組みを3年間延長し、継続するものでございます。

17ページの下段を御覧いただきたいと思っております。附則第15条関係につきましては、特別土地保有税の課税の特例を令和9年3月31日まで延長するものでございます。

以上、主な改正内容を申し上げましたが、そのほか法改正によりまして本条例中の引用条文のずれ等が生じるものがございますので、語句の整理等も含めて所定の整備をさせていただきました。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご承認くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

- 議長（松浦満雄君） 議案第2号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例及び議案第3号 令和6年度軽米町一般会計補正予算（第1号）の2件について、総務課長、日山一則君。

〔総務課長 日山一則君登壇〕

- 総務課長（日山一則君） 議案第2号及び議案第3号の提案理由をご説明申し上げます。

議案第2号は、特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。改正の内容でございますが、本条例の改正附則に第15項として、町長の令和6年7月1日から令和6年8月31日までの間に支給されるべき給料及び副町長の令和6年7月1日から令和6年7月31日までの間に支給されるべき給料は、第3条の規定にかかわらず、別表第1に規定する給料月額か

ら100分の10をそれぞれ乗じた額を減じた額とするの1項を加えるものでございます。

理由でございますが、今般の固定資産税及び町営住宅使用料の口座振替遅延等の管理者としての責任を取るため、町長の令和6年7月1日から令和6年8月31日までの間に支給されるべき給料及び副町長の令和6年7月1日から令和6年7月31日までの間に支給されるべき給料をそれぞれ減額するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第3号の提案理由についてご説明申し上げます。議案第3号は、令和6年度軽米町一般会計補正予算（第1号）でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,800万円を追加し、歳入歳出それぞれ68億800万円とするものでございます。

地方債の補正につきましては、3ページを御覧ください。第2表にありますように、災害用ドローン整備事業に充てるため、緊急防災・減災事業を追加し、限度額を190万円とするものでございます。

また、過疎対策事業の限度額を3,620万円増額し、4億5,130万円とするものでございます。

補正予算の主な内容につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に係る支援事業費、新たな非課税世帯等への給付事業及び定額減税に関連した補足給付事業費などを計上しております。

議案第2号及び第3号につきまして、ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

ただいま議題となっております議案3件については、後ほど特別委員会を設置し、これに付託して審査する予定でございますが、この際総括的な質疑を行います。質疑ありませんか。

中村正志君。

○6番（中村正志君） 議案第2号の先ほど提案理由を説明いただきました。提案理由の説明の中に、今年4月に職員の不祥事の管理者責任として、このような議案を提出するというお話がありましたけれども、今回の4月の職員不祥事だけの管理者責任というふうに受け取れるような説明なのではけれども、それでよろしいのでしょうか。なぜならば、これまでも何回かあったかと思うのですけれども、そのような度重なる不祥事の責任というふうなことなのか、ただ単なる今回だけの責任になるのかと。なぜならば、例えば今回の4月の不祥事に対しての管理者責任ということだけになれば、今後同じようなことが起こるたびに、このような給料減額の管理者責任を取るというふうにならざるを得ないのかなというふうな感じを受けるわけです。

けれども、その辺はただ言葉のあやなのかですけれども、提案理由の説明として、果たしてこの4月だけのことなのかというふうなことをもう少しはっきり説明したほうがよろしいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（松浦満雄君） 総務課長、日山一則君。

○総務課長（日山一則君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

先ほどの提案理由の説明では、ちょっと私のほうの言葉が足りなかったように思いますので、おわび申し上げます。いずれ町長も政務報告で申し上げましたとおり、昨年度も車検の関係で、消防車両の車検を取らないままでの運行をしていた経緯であるとか、あるいは今回のような同様な件がございました。そちらにつきましても戒めまして、一生懸命まずその改善に向けて取り組んだわけでございますが、また今回このようなことが生じたということも踏まえまして、その一連の流れを監督責任という形で、今回の条例改正ということで給料の減額を提案させていただいたものでございますので、ご理解のほうをよろしくお願い申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（松浦満雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案3件については、委員会条例第5条第1項の規定によって、令和6年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案3件については特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第2項及び第6条第4項の規定によって、議長を除く全員を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、令和6年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会の委員は議長を除く全員を選任することに決定しました。

本日以降の特別委員会は委員長から通知されます。

◎散会の宣告

○議長（松浦満雄君） これで本日の日程は全部終了しました。
次の本会議は、6月5日午前10時からこの場で開きます。
本日はこれで散会します。

（午前10時57分）